

資料編

- 1 習志野市環境基本条例
- 2 習志野市環境審議会条例
- 3 計画策定経過
- 4 習志野市環境審議会
- 5 庁内検討組織
- 6 市民意見(環境意識調査とパブリックコメント)

Ⅰ 習志野市環境基本条例

平成 11 年 9 月 28 日

条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、習志野市文教住宅都市憲章の理念にのっとり、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたつて維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、人の活動による環境への負荷をすべての者の公平な役割分担のもとに、できる限り低減することによつて、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、生物の多様性が確保され、人と自然が共生できる調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全についての施策に、市民の意見を反映させるとともに、意識の高揚に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(環境月間及び谷津干潟の日)

第7条 事業者及び市民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月を環境月間とする。

2 谷津干潟を貴重な自然財産と認識し、市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6月10日を谷津干潟の日とする。

3 市は、環境月間及び谷津干潟の日の制定趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(環境の状況等の公表)

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、習志野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ習志野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たつての配慮)

第10条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

(事業者による環境影響評価に係る措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画する者が、当該計画の立案に当たつて当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき環境の保全に適正な配慮がなされるように、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第14条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適

切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

- 2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解のもとに、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 市は、緩衝緑地、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めるものとする。

- 2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する学習の推進)

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査等の実施)

第20条 市は、環境の状況の把握及び環境の保全に関する施策を適正に実施するとともに、環境の保全に必要な調査、監視及び測定等の実施に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 21 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(国際協力の推進)

第 22 条 市は、谷津干潟の保全と利用に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境の保全の推進体制の整備)

第 23 条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 習志野市環境審議会条例

平成17年3月31日

条例第2号

(設置)

第1条 本市における環境の保全及び創造に関する施策を円滑に推進するため、本市に環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全に関する事項(環境基本法(平成5年法律第91号)第44条に規定する事項を含む。)
- (3) 一般廃棄物の処理に関する事項(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7に規定する事項を含む。)
- (4) 自然の保護及び緑化の推進に関する事項
- (5) 省エネルギー対策に関する事項
- (6) 地球温暖化防止対策に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境施策を推進する上で必要な事項

(平 23 条例 16・一部改正)

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 23 条例 16・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 23 条例 16・一部改正)

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(部会)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもつて組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会を組織する委員の互選により定める。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

6 第5条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(平 23 条例 16・一部改正)

(諮問の付議)

第7条 会長は、市長の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条の規定により設置した部会に付議することができる。

(平 23 条例 16・一部改正)

(部会の決議)

第8条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(資料提出の要求等)

第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出及び協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の事務は、環境行政に係る総合管理担当課において処理する。

(委任)

第11条 第5条から第9条までに定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

2 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平 23 条例 16・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。

(習志野市環境審議会条例の廃止)

2 習志野市環境審議会条例(平成6年条例第21号)は、廃止する。

(習志野市廃棄物減量等推進審議会条例の廃止)

3 習志野市廃棄物減量等推進審議会条例(平成5年条例第4号)は、廃止する。

(習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例の一部改正)

4 習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例(昭和47年条例第32号)の一部を次のように改正する。

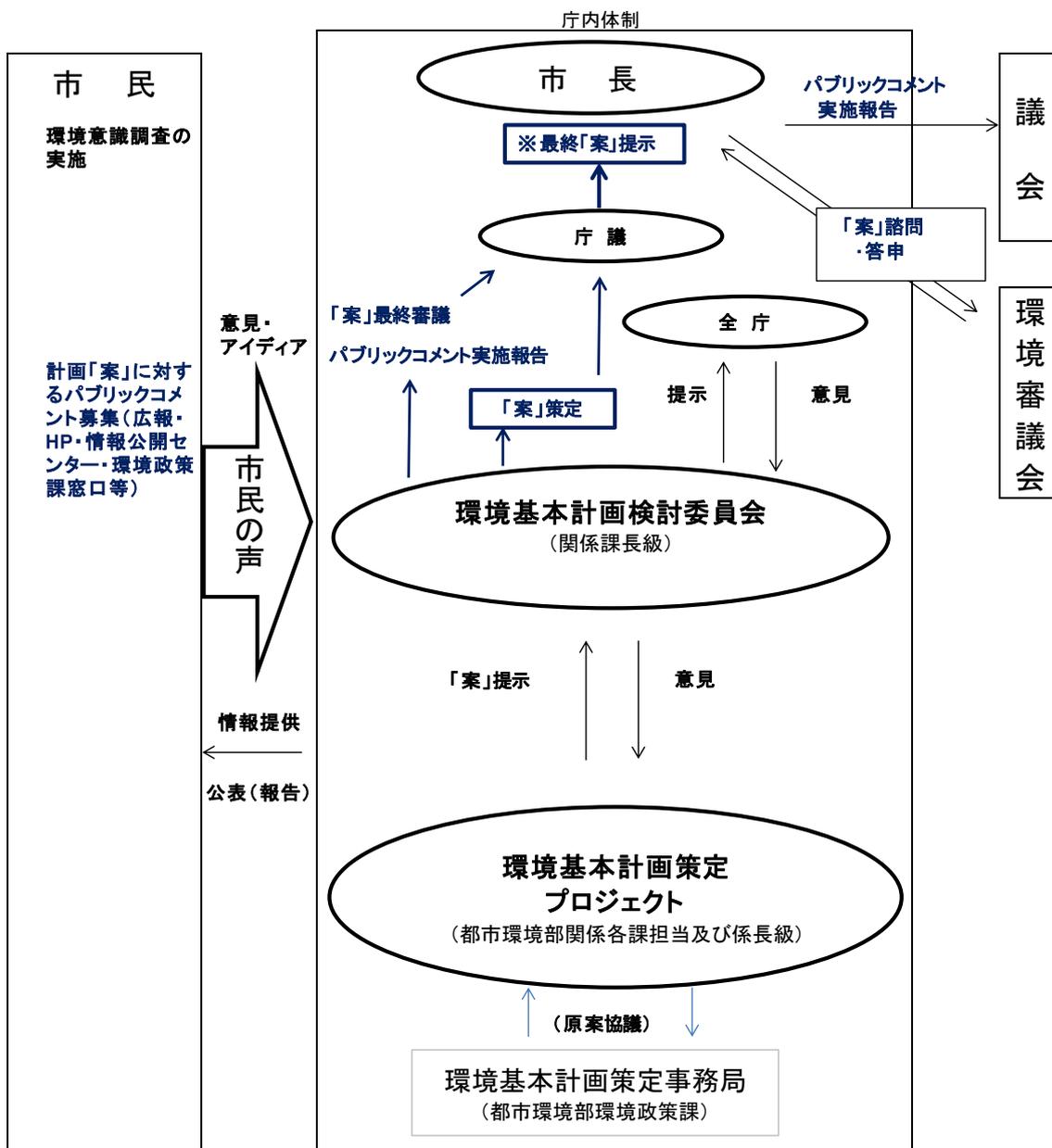
[次のよう略]

附 則(平成23年10月3日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 計画策定経過

1) 策定体制



2) 策定経過

	日 程	会議等
平成30年度	3月14日	平成30年度第1回策定プロジェクト会議
平成31年度	4月25日	平成31年度第1回策定プロジェクト会議
(令和元年度)	8月21日	令和元年度第1回環境基本計画検討委員会
	8月28日	令和元年度第1回環境審議会
	11月5~28日	環境意識調査の実施
	2月5日	令和元年度第2回環境基本計画検討委員会
	2月17~25日	全庁意見照会の実施
令和2年度	7月6日	令和2年度第1回環境審議会
	12月1~28日	パブリックコメントの実施
	1月18日	令和2年度第2回環境審議会
	2月8日	庁議

4 習志野市環境審議会

1) 諮問

環政第 158 号
令和2年7月6日

習志野市環境審議会会長 様

習志野市長 宮本 泰介

習志野市環境基本計画（案）について（諮問）

このことについて、習志野市環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

2) 答申

令和2年10月8日

習志野市長 宮本 泰介 様

習志野市環境審議会
会長 五明 美智男

習志野市環境基本計画（案）について（答申）

令和2年7月6日付け環政第158号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

記

習志野市環境基本計画（案）について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断しますが、以下の意見に十分留意していただきたい。

- (1) 事業者も地域住民の一員であり、その役割には市民と同様「地域の環境保全活動に積極的に参加すること」を入れていただきたい。
- (2) 習志野市が目指す環境像は、「谷津干潟のある自然環境を守り 一人ひとりが循環型社会に貢献できるまち 習志野」とあるが、干潟以外にも自然環境があり、市民が実践する必要性を強調する点から、「谷津干潟をはじめとする自然環境を守り 一人ひとりが循環型社会に貢献するまち 習志野」として欲しい。
- (3) 文教住宅都市憲章にある「つややかな緑をまもり、生活環境をととのえ、

「住みよいまちをつくる」といった観点から、干潟ばかりにフォーカスするのではなく、市内に複数ある公園に対しての記述をして欲しい。

- (4) 下水道がどのように環境に影響を及ぼすのか、あるいは寄与していくのかを記載すべきである。
- (5) 計画策定の趣旨などに地球温暖化防止、異常気象などの記述があるが、習志野市において第一に考えられるのが水害である。その対策について記載して欲しい。

3) 環境審議会委員名簿

令和3年3月現在

会長 五明 美智男

副会長 宮内 一夫

(任期:令和2年2月27日~令和4年2月26日)

環境審議会条例 第3条第1項	氏名	備考
(1) 市議会議員	宮内 一夫	市議会議員
	央 重則	市議会議員
	清水 大輔	市議会議員
(2) 学識経験者	村上 和仁	千葉工業大学先進工学部学部長 生命科学科 教授
	五明 美智男	千葉工業大学先進工学部 生命科学科 教授
	朝倉 暁生	東邦大学理学部 生命圏環境科学科 教授
	今野 大輝	東邦大学理学部 生命圏環境科学科 講師
	武村 武	日本大学生産工学部 環境安全工学科 教授
	佐藤 克己	日本大学生産工学部 土木工学科 准教授
(3) その他市長 が必要と認め た者	吉岡 敏江	習志野市医師会 医師
	熊倉 正夫	習志野市連合町会連絡協議会 書記
	田村 裕子	習志野商工会議所 女性会 会長
	伊藤 薫	習志野商工会議所 女性会 副会長
	渡邊 勇	JA 千葉みらい習志野支店支部長会 会長
	中村 元英	NPO法人 樹の生命を守る会 樹木医
	香取 裕子	公募委員
	三浦 由久	公募委員
	池永 良恵	公募委員

(敬称略)

5 庁内検討組織

1) 環境基本計画検討委員会および庁内

習志野市環境基本計画検討委員会設置要領に基づき、習志野市環境基本計画検討委員会（各部管理課長及び関係課長で構成）を設置し、計画の立案と、庁内合意のための調整を行いました。

習志野市環境基本計画検討委員会

会長	都市環境部次長相当職
副会長	環境政策課長
委員	総合政策課長
委員	資産管理課長
委員	総務課長
委員	契約検査課長
委員	協働政策課長
委員	保健福祉政策課長
委員	都市政策課長
委員	こども政策課長
委員	教育委員会学校教育部教育総務課長
委員	教育委員会生涯学習部社会教育課長
委員	企業局業務部企業総務課長

2) 習志野市環境基本計画策定プロジェクト

習志野市環境基本計画策定プロジェクト設置要領に基づき、環境部内に習志野市環境基本計画策定プロジェクトを設置し、計画に関する指針づくり、現況調査及び計画原案づくり等を行いました。

委員	都市政策課
委員	環境政策課（環境保全係）
委員	公園緑地課
委員	クリーンセンター クリーン推進課
委員	クリーンセンター 業務課
事務局	環境政策課
オブザーバー	都市環境部副技監

6 市民意見

1) 環境意識調査の実施

①目的

今日の環境問題や将来の社会形成に関わる各主体が持つ、環境問題への意識や地域資源への認識等を把握することにより、以下に資することが本調査の主たる目的です。

- 環境基本計画策定における政策課題の検討
- 環境問題に係る事業の立案や実施
- 環境問題に係る啓発や、学習・自主的活動の支援
- 各主体間の協働

②調査方法

	対 象	方 法	期 間
成 人	無作為抽出した市内在住の成人 1000 人	調査票を郵便 で発送・返信	令和元年11月5日 ～同年11月21日
児 童	市立小学校の4年生622人	調査票を学校 で配布・回収	令和元年11月
事業者	市内に立地する50事業所	調査票を郵便 で発送・返信	令和元年11月11日 ～同年11月28日
大学生	市内に立地・隣接する千葉工業大 学・東邦大学・日本大学生産工学部 から各30人を任意抽出	調査票を学校 で配布・回収	令和元年11月
学校教育及び 保育指導者	市立の全教育施設として、7保育所、 6幼稚園、5こども園、16小学校、7 中学校、1高等学校	調査票を保育 所・幼稚園・学 校長宛て直接 配布・回収	令和元年11月

3 回収結果

	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
成人	1000	419	419	41.9%
児童	622	622	622	100%
事業者	50	16	16	32%
大学生	90	81	81	90.0%
学校教育及び保育指導者	42	42	42	100%

2) 計画案に対するパブリックコメント手続きの実施

計画案について、令和2年12月1日(火)～令和2年12月28日(月)の期間でパブリックコメントの手続きを実施し、市内に住所を有する方、市内に事務所、事業所を有する方、市内に通勤・通学している方を対象に、持参、郵送、FAX、市ホームページからの送信のいずれかの方法により、ご意見・ご提案を募集しました。寄せられた意見はございませんでした。

習志野市環境基本計画

- 発行 千葉県習志野市 令和3年3月
- 編集 習志野市都市環境部環境政策課
千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
電話 047-451-1151(代表)